

公益社団法人 全国老人保健施設協会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
日本介護医療院協会
公益社団法人 日本看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
一般社団法人 全国デイ・ケア協会
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人 日本言語聴覚士協会
一般社団法人 日本作業療法士協会
公益社団法人 日本理学療法士協会 御中

平素より大変お世話になっております。
厚生労働省老健局老人保健課でございます。

正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を図る、いわゆる「同一労働同一賃金」に関しては、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（平成 30 年厚生労働省告示第 430 号）等の省令及び告示が令和 8 年 10 月 1 日から施行及び適用されます。

今回の改正の具体的な内容は別添資料のとおりですので、これらの内容について御了知のうえ、お忙しいところ恐れ入りますが、貴団体の会員の皆様へ情報提供いただきますようお願いいたします。

お手数をおかけして申し訳ありませんが、御協力くださいますようお願い申し上げます。

（別添資料）

- ・リーフレット「パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります」
- ・リーフレット「派遣労働者の同一労働同一賃金改正ポイントのご案内」

（参考URL）

- ・厚生労働省ホームページ（同一労働同一賃金特集ページ）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>
- ・厚生労働省ホームページ（派遣労働者の同一労働同一賃金について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html

※別添資料は上記リンク先にも掲載していますので、適宜ご活用いただけますと幸いです。

